

第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和6年2月21日(水)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時30分
- (4) 開催場所 津和野町役場 津和野庁舎 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 |
| 4番委員 三家本雅夫 | 5番委員 有田 和将 | 6番委員 岩本 学 |
| 7番委員 齋藤 泰彦 | 8番委員 前田 生敏 | 9番委員 青木 暢大 |
| 10番委員 田中 聖司 | 11番委員 林 靖登 | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-1番委員 村上 巖雄 | 1-2番委員 藤井 隆一 | 1-3番委員 石橋 康邦 |
| 1-4番委員 橘 明子 | 1-5番委員 御手洗 剛 | 1-6番委員 橋本 六雄 |
| 1-7番委員 木村 大輔 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 | 1-10番委員 山田 喜治 |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- 1-8番委員 増成 孔也

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 小藤 信行 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

3. 提出議案内容

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について
申請番号5-499号、5-500号

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号5-501号

議案第3号 農地流動化奨励金交付申請について(諮問)

	<p>にあつて、裏手は JR の線路になりますので第 3 者への影響等はないと思われます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑を受けます。</p>
<p>会長</p>	<p>質問ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>無し</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-499 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>会長</p>	<p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-499 号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>続いて、申請番号 5-500 号について事務局の説明をお願いします。それでは、申請番号 5-500 号について説明いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>・・・議案内容説明・・・</p>
<p>会長 永田農業委員</p>	<p>現地調査の報告を担当委員の永田農業委員さんお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>先程の議案と同様、同じ日の 2 月 16 日に●●行政書士事務所の●●さんと現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、高岡通りにあるつむぐの目の前にある土地になります。写真にある車庫とその裏手も含めた場所が申請地になりますが、申請地に間違いはありません。周辺に農地や耕作地はありません、周りには空き家や空き地が多く、周辺への影響はありません、以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑を受けます。</p>
<p>会長</p>	<p>質問ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>無し</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-500 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>会長</p>	<p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-500 号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-501 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-501 号の説明をいたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>

<p>会長 三家本農業委員</p>	<p>現地確認の報告を担当地区委員の三家本農業委員さんお願いします。 担当地区委員の三家本です。現況調査について報告いたします。2月14日水曜日午後1時30分より譲受人の町役場担当者である教育委員会●●さんと現地を確認しました。場所については、津和野庁舎から見て県道17号津和野田万川線沿いで堀庭園の正門から約250m手前の畑迫集会所の下隣になります。写真にあります邑輝821-2の筆の手前に白線が見えるのが県道17号線です。右側の一段高いところが集会所になります。821-2の奥側にもう一筆宅地がありますが、こちらも今回併せて所有権移転されるそうです。その向こうにエル型をした823-1の筆があります。下の写真ですが、823-1の左側にある遊歩道から撮った写真になります。石垣の部分は以前あった住居の基礎の一部だそうです。現在、持ち主の●●●●さんは益田に在住されています。この農地については保全管理をされていたそうです。利用状況調査の時、また今回の現況調査の時も草等も生えていませんでした。譲受人の津和野町では宅地、農地を含め観賞植物のアヤメ、菖蒲を植栽して、堀庭園の一部として管理したいと説明がありました。近くに田はありませんが、畑が50m以内にありま。アヤメや菖蒲を植栽しても周辺農地への影響はないと思。また、地域の農地の農業上の利用には支障はないと思。雨水に関しては申請地の左側、遊歩道の橋の下を流れる白石川に流れるようになっております。以上です。審議の程、よろしくお。 </p>
<p>会長 会長 委員 会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑を受けます。 質疑ありませんか。 無し それでは質疑を打ち切ります。申請番号5-501号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>全員挙手 全員挙手です。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号5-501号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>議案第3号 農地流動化奨励金交付申請について（諮問） 続いて、議案第3号「農地流動化奨励金交付申請について（諮問）」の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第3号「農地流動化奨励金交付申請について（諮問）」の説明をいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>・・・議案内容説明・・・ それでは、質疑を受けます。</p>

三家本農業委員	少し分かりにくい部分があったので質問させていただきます。この交付金は、例えば A さんという人が借りて耕作をした際に交付を受けていて、耕作が出来なくなったから B さんが借り受けて耕作した時は B さん受けられないということですか。
事務局	そういうことになります。ただし、過去に使用貸借で交付金が出されていない土地が賃貸借などの条件を満たしたときは交付されることとなります。
会長	その他質問はありませんか。無ければこの諮問については「意見なし」として回答いたします。
	本日の議題は以上になります。